

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	132 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	122 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から54年3月まで

私は農家の長男で、高校卒業後は専門学校の2年間を経て実家に就農した。当初は親から小遣いをもらうという状態で、国民年金のことは父親に任せていたので詳しいことは分からない。しかし、結婚後の私の妻の加入手続と保険料納付も私の父親が行っており、妻には未納は無い。

父親が私の保険料を納付していないことは不自然であるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が、妻の国民年金加入手続(昭和52年1月ごろとみられる。)を行い、それ以降の国民年金保険料を納付しているのに、自身の申立期間について保険料が未納とされているのは不自然であるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年1月に払い出されたものであり、この記号番号により同年4月ごろに国民年金加入手続が行われたものとみられるが、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころに初めて申立人に係る国民年金加入手続が行われたものとみられる。

また、当該国民年金加入手続時点では、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの保険料については時効前であり過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人及びその妻の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする父親は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から60歳に到達するまで保険料の未納は無く、妻についても国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 54 年度の保険料については昭和 55 年 8 月に過年度納付されていることが確認できることから、この過年度納付に先立ち、上記 55 年 4 月の加入手続時点において納付が可能であった 53 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料についても申立人の父親が納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 50 年 5 月から 52 年 12 月までの保険料は、上記 55 年 4 月の加入手続時点では特例納付によるほかは時効により納付することができない期間であるが、申立人及びその妻は申立期間の保険料の納付には関与しておらず、当時の状況が不明である上、申立人の保険料を納付したとするその父親は高齢のため聴取を行うことは困難であり、特例納付を利用して当該期間の保険料の納付が行われたことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに同期間の保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
申立期間当時、私の勤務先に女性の集金人が国民年金保険料の集金に来ており、保険料を納めていた。
納付を証明できるものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年*月の20歳到達時から現在までの国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である。

また、申立期間の前後は納付済みとされているのに、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、勤務先に来ていた集金人に納付していたとしており、これは当時の保険料納付方法と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月及び59年6月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月
② 昭和59年6月から60年3月まで

私は、昭和57年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、58年2月に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの期間は保険料を納付したが、申立期間①の1か月が未納とされている。申立期間②についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を同区役所で行い、同区役所から送付されてきた納付書により保険料を金融機関で納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計11か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、申立期間当時、申立人と同居していたその母親は、昭和47年11月に任意加入被保険者として国民年金に加入して以降60歳到達までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、申立人及びその母親共に保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和57年9月21日として同年11月30日に払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられる。申立人は、申立期間①の保険料については納付書により納付したとしているところ、申立人は、58年2月6日に厚生年金保険被保険者資格を再取得したとされており、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、

同日に資格喪失と記載されていることから、国民年金から厚生年金保険への切替手続は適正に行われていることがうかがわれ、この間の国民年金加入期間のうち、57年9月から同年12月までは納付済みとされ、切替手続を行った時期の直前の申立期間①のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間②について、オンライン記録を見ると、申立期間②直後の昭和60年4月から同年6月までの保険料が同年9月11日に現年度納付されていることが確認できることから、この納付日を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能である。前述のとおり、申立人は申立期間②当時、その母親と同居していたことから、母親から申立人の保険料納付について聴取したところ、「納付時期は不明だが、2、3回ぐらい息子（申立人）の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、夫から払っておくようにと言われ、金融機関で納付した記憶がある。」としており、申立人の61年1月から同年3月までの保険料が63年4月1日に過年度納付^{そきゅう}されていることから、保険料の納付意識が高かった申立人及びその母親が遡及納付可能な申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2147

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、子供の出産と同時に国民年金に加入し、住所が変わるたびに区役所へ出向いて住所変更の手続きを行い、保険料も納付してきた。ある時、A市の窓口で保険料の免除制度を教えてもらい、それからは毎年欠かさず国民年金手帳を持って区役所で免除申請の手続きを行った。毎年手続きしたにもかかわらず、申立期間が免除とされていないことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その主張するとおり、申立期間以外にも複数回、申請免除期間があり、かつ、これら申請免除期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の申請免除制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、毎年区役所へ国民年金手帳を持参し免除申請を行ったとしており、A市では、昭和48年度までは毎年区役所において免除申請書の受付事務を行っていたこと、及び申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間前の昭和46年7月から49年3月までの期間についてそれぞれ各年度の印紙検認記録欄に社会保険事務所(当時)の免除承認通知のゴム印が押されていることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間を含む昭和49年度及び50年度の印紙検認記録欄には免除承認通知のゴム印は押されていないが、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、50年度については申請免除とされている。

加えて、申立期間前後を通じて申立人の生活状況に変化は無く、申立期間について、申立人の収入状況が改善されたという事情も見当たらないことから、申立人は申立期間も免除申請し、承認を受けたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年12月までの期間、43年9月、61年4月から62年2月までの期間及び同年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年12月まで
② 昭和43年9月
③ 昭和61年4月から62年2月まで
④ 昭和62年4月から同年12月まで

国民年金の加入手続は、父親が私の妻の分と一緒にA町役場で行い、昭和36年4月からの国民年金保険料も父親が私たち夫婦二人分を一緒に納付してくれていたはずである。父親が亡くなったことにより、49年7月以降の保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間については、妻が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続は父親がA町役場で行い、国民年金保険料も父親が昭和36年4月から49年6月まで夫婦二人分を一緒に納付してくれていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、36年2月28日に払い出されていることから、申立人の主張どおり、申立人の父親が申立人夫婦の加入手続を一緒に行ったものとみられる。

また、申立人の父親が申立人夫婦の保険料を納付していたとする昭和36年4月から49年6月までの申立人の納付記録を見ると、オンライン記録では、申立期間①及び②並びに43年10月から45年3月までの期間を除く期

間は納付済みとされているものの、A町が保管する国民年金被保険者名簿では、36年4月から49年6月まですべて未納とされており、オンライン記録と同町の記録に齟齬^{そご}がみられる。

さらに、オンライン記録では、昭和39年度は納付月数が9か月とされていたものの、国民年金被保険者台帳では完納とされていたこと、及び同記録では41年4月から同年6月までは未納とされていたものの、同台帳ではこの期間は納付済みとされていたことから、いずれも平成20年10月28日に納付済みに記録訂正されており、オンライン記録と国民年金被保険者台帳の納付記録にも齟齬^{そご}がみられ、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたとする期間の申立人の納付記録は適切に管理されていたとは言えない。

一方、申立人の妻の納付記録を見ると、申立期間①は納付済みとされており、申立期間②については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳共に未納とされていたが、A町の国民年金被保険者名簿では納付済みとされていたことから、平成20年10月29日に納付済みに記録訂正されている。このため、申立人の父親が申立期間①及び②の保険料を申立人の妻の分と一緒に納付したと考えることも不自然ではない。

2 申立期間③及び④について、申立人は、父親が死亡した後の昭和49年7月以降の保険料は、妻が夫婦二人分と一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の主張どおり、申立人夫婦共に52年4月から61年3月まで申請免除とされ、この申請免除とされた期間のうち57年5月から61年3月までは夫婦共に平成4年5月21日に追納していることが確認できる。

また、A町の国民年金被保険者名簿では、申立期間③を含む昭和61年度は納付済みとされている上、申立期間④については、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は納付済みとされている。

さらに、オンライン記録では、申立人は昭和52年4月から55年2月までは申請免除、同年3月から56年3月までは追納、同年4月から57年4月まで申請免除とされているが、A町の国民年金被保険者名簿では、これら期間はすべて未納とされているほか、前述のとおり、オンライン記録では、追納とされている同年5月から61年3月までの期間が、国民年金被保険者名簿では追納ではなく、定額納付とされているなど、申立人の納付記録は、父親が申立人夫婦の保険料を納付していた期間と同様に適切に管理されていたとは言えない。このため、申立人の妻が、申立期間③及び④の保険料を自身の保険料と一緒に納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの期間、49年4月から同年6月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和61年4月から同年6月まで

国民年金の加入手続は、義父が夫の分と一緒にA町役場で行い、昭和36年4月からの国民年金保険料も義父が私たち夫婦二人分と一緒に納付してくれていたはずである。義父が亡くなったことにより、49年7月以降の保険料は、私が夫の分と一緒に納付していた。申立期間については、夫が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計15か月と比較的短期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続は義父がA町役場で行い、国民年金保険料も義父が昭和36年4月から49年6月まで夫婦二人分と一緒に納付してくれていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、36年2月28日に払い出されていることから、申立人の主張どおり、申立人の義父が申立人夫婦の加入手続を一緒に行ったものとみられる。

さらに、申立人の義父が申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする昭和36年4月から49年6月までの申立人の納付記録を見ると、申立期間①前後の期間は納付済みとされており、申立期間②前の期間も納付済みとされている上、申立人の夫は、申立期間①及び②共に納付済みとされていることから、

申立人のみ当該期間が未納とされているのは不自然である。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳共に昭和43年9月及び47年1月から同年3月までの期間は未納とされていたが、A町が保管する国民年金被保険者名簿では、これら期間は納付済みとされていたことから、平成20年10月29日に納付済みに記録訂正されており、申立人の納付記録は適切に管理されていたとは言えない。

その上、申立人は、義父が死亡した後の昭和49年7月以降の保険料は、自身が夫の分と一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の主張どおり、申立人夫婦共に52年4月から61年3月まで申請免除とされ、この申請免除とされた期間のうち57年5月から61年3月までは夫婦共に平成4年5月21日に追納していることが確認できる。

このほか、申立人の夫は、オンライン記録では、申立期間③を含む昭和61年4月から62年2月までは未納とされているものの、A町の国民年金被保険者名簿では同期間は納付済みとされていることから、申立期間③について、申立人がその夫の分と一緒に保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付してきた。申立期間当時は町内会の組長が保険料を集金しており、夫婦二人分で1,000円か2,000円を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦は国民年金制度発足当初の昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認される。申立人夫婦は、国民年金に加入した昭和36年度から49年度までの14年間については、申立期間の2年間を除きすべて保険料が納付されている上、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により保険料の納付内容が確認できる47年度から49年度までの保険料はすべて現年度納付されている。

また、A市では、申立期間当時は、町内会が国民年金手帳を保管して保険料を集金していたとしているほか、申立人夫婦の近隣住民4人に聴取したところ、4人共に、申立期間当時は集金人が保険料を集金していたと証言（うち3人は町内会の集金人が集金していたと証言。）しており、当該納付方法等について、申立人の説明と一致する。

さらに、申立人が納付していたとする国民年金保険料額も、申立期間当時の保険料額にほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私たち夫婦は、昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付してきた。申立期間当時は町内会の組長が保険料を集金しており、夫婦二人分で1,000円か2,000円を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦は国民年金制度発足当初の昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認される。申立人夫婦は、国民年金に加入した昭和36年度から49年度までの14年間については、申立期間の2年間を除きすべて保険料が納付されている上、申立人夫婦の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)により保険料の納付内容が確認できる47年度から49年度までの保険料はすべて現年度納付されている。

また、A市では、申立期間当時は、町内会が国民年金手帳を保管して保険料を集金していたとしているほか、申立人夫婦の近隣住民4人に聴取したところ、4人共に、申立期間当時は集金人が保険料を集金していたと証言(うち3人は町内会の集金人が集金していたと証言。)しており、当該納付方法等について、申立人の妻の説明と一致する。

さらに、申立人の妻が納付していたとする国民年金保険料額も、申立期間当時の保険料額にほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの期間及び平成4年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から45年3月まで
② 平成4年5月から同年10月まで

私は、20歳前から父親が経営していた店を手伝っていた。父親が寄り合いで、国民年金は20歳から加入し、さかのぼって保険料を納付することもできると聞き、すぐに父親が、私の国民年金の加入手続を行い、その後、社会保険事務所（当時）で20歳までさかのぼり保険料を納付してくれた。また、父親が亡くなった後は、姉に店の経理を任せ、姉が私の保険料を納付していた。このため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月に払い出されており、同年の春ごろに、その父親が国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立人の説明と合致する。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、その父親が20歳までさかのぼって保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の加入手続が行われたと推認される時点（昭和46年2月ごろ）では、申立期間①のうち、44年1月から45年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、その父親が死亡するまでは、父親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとしている。申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和45年度から父親が死亡した47年度までの保険料はすべて納付されている上、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により納付方法が確認できる47年度の保険料は前納されており、父親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

加えて、国民年金の加入手続を市役所で行い、市役所職員の指示により社会保険事務所（当時）で保険料を納付したと父親から聞いたとする申立人の説明は過年度保険料の納付方法と合致すること、及び申立人の姉も、その父親から、申立人の保険料を20歳までさかのぼってまとめて納付したと聞いたと証言していることを踏まえると、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち、昭和43年8月から同年12月までの保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付したとするその父親は死亡しており、その状況を確認することはできないほか、申立人が申立期間①のうち、昭和43年8月から同年12月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、その父親が死亡して以降は、その姉が国民年金保険料を納付してくれていたとしている。オンライン記録では、父親が死亡後の昭和48年度以降の保険料は、申立期間②の直前の平成4年4月まですべて現年度納付されていたことが記載されており、姉の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の姉は、経営していた店を閉店（平成4年8月）してその整理が終わるまでは申立人の国民年金保険料を納付していたと証言しており、店を閉店後の同年10月までは保険料を納付していたとする申立人の主張を裏付けている。

なお、申立人は、申立期間②直後の平成4年11月からの国民年金保険料が未納と記録されている理由について、同年11月に就職して厚生年金保険被保険者になったので、それからは国民年金保険料を納付しなかったと述べている。この点については、オンライン記録では、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは5年9月であり、4年11月から5年8月までの間も国民年金被保険者（第1号被保険者）とされている。しかし、申立人の当時の雇用主は、申立人を社員として採用し厚生年金保険被保険者としたのは同年9月であるが、その前年から請負契約により仕事をしていたと述べており、申立人が申立期間②の直後に厚生年金保険被保険者資格を取得したものと理解し、国民年金保険料を納付しなかったとしても不自然ではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの期間及び平成4年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年6月までの期間、47年7月から同年9月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から44年3月まで
② 昭和45年10月から46年6月まで
③ 昭和47年7月から同年9月まで
④ 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和43年6月ごろにA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、A市、C市及びD市の郵便局でアパートの光熱料等と一緒に、毎月5,000円ぐらいを納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和43年6月ごろにA市役所B支所で国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の記号「*」は、申立期間①の当時に、C市等の新規国民年金加入者に付けられていたものであり、A市で付けられていた記号ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には、発行が同年9月で、当初の住所がC市であったことが記載されているほか、申立期間①の当時に、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和44年9月ごろにC市で行われ、その際に申立人が20歳になった43年*月にさかのぼって資格取

得したものと推認される。このため、申立期間①の当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認できる時点では、申立期間①の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、納付書が届けば納付していたとするのみで過年度納付に関する明確な記憶は無く、ほかに過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人は、国民年金加入手続が行われたと推認される昭和 44 年度以降 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間 295 か月（第 3 号被保険者期間を除く。）のうち、これら申立期間 15 か月を除く 280 か月の保険料を納付している。

また、申立人は、国民年金に加入した当初から納付書により国民年金保険料を納付していたと述べている。この点については、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる C 市では、申立人が加入手続を行ったと推認される時期には納付書による納付が可能であったとみられ、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入して以降、複数回転居しているが、そのたびごとに国民年金の住所変更手続を適切に行って保険料を納付していたことが、申立人の国民年金手帳の記載などから確認できる。このため、申立人の年金制度への理解及び保険料納付意識は高かったものと認められ、申立期間②、③及び④の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間③の直後の昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月までの保険料は未納と記載されている。オンライン記録でも、従来、当該期間の保険料は未納とされていたが、平成 20 年 8 月に当該期間の保険料が納付されていたことが確認できたことから納付記録が訂正されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月までの期間、47 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 50 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年8月1日から34年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を33年8月1日に、資格喪失日に係る記録を34年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、33年8月から34年5月までを7,000円、同年6月から同年9月までを9,000円、同年10月及び同年11月を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 ごろ から 34 年 12 月 ごろ まで

私がA社に入社した時に、主人も勤務していた。主人とは、職場結婚である。当時の同僚の名簿を見たところ、私は、すべての人を知っており、この中に主人の名前が記載されていないのは不自然である。会社が昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているのであるから、主人も当然加入しているはずである。納得できないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年8月1日に被保険者資格を取得している同僚は23人であり、このうち、申立人と一緒に同社B支店に勤務していたとみられる同僚は、13人である。このうち連絡の取れた11人が、申立人の勤務実態を証言している上、32年に同社に入社したとする複数の同僚は、「申立人は自分より先に入社していた。自分と同じ集金の業務を担当していた。」と証言している。

また、昭和34年10月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「申立人は、自分より後に退職した。」と証言し、同様に、35年4月29日に資格を喪失した同僚は、「申立人は、34年の年末ごろに退職したと思う。」

と証言している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年8月1日当時、同社で集金業務を担当していた複数の同僚は、「集金業務を担当している社員は、当時、8ないし9人だったと思う。」と証言しているところ、申立人を除く8人の同僚すべてに厚生年金保険の被保険者記録が認められる上、このうち複数の同僚は、「1日当たり、30軒から40軒もの販売先から集金し、その額は、多い時には20万円にもなった。自分は自転車だったが、申立人はバイクに乗れたので、遠くのエリアまで担当していた。少なくとも、集金業務を担当する社員は、皆、正社員で厚生年金保険被保険者の資格を取得していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和33年8月1日から34年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同職種の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、33年8月から34年5月までは7,000円、同年6月から同年9月までは9,000円、同年10月及び同年11月は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年8月から34年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年6月ごろから33年8月1日までの期間については、上記の複数の同僚の証言により、申立人は、同年8月1日以前からA社に勤務していたことが推認できるものの、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社における最初の厚生年金保険被保険者の資格取得日も同年8月1日であることが認められる。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月8日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、<標準賞与額>(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件104件(別添一覧表参照)

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期)	標準賞与額
3052			男	昭和17年生		平成17年12月8日	88万 6,000円
3053			男	昭和28年生		平成17年12月8日	72万 1,000円
3054			男	昭和36年生		平成17年12月8日	63万 5,000円
3055			男	昭和24年生		平成17年12月8日	90万 6,000円
3056			男	昭和37年生		平成17年12月8日	51万 6,000円
3057			男	昭和41年生		平成17年12月8日	76万 6,000円
3058			男	昭和40年生		平成17年12月8日	48万 9,000円
3059			男	昭和38年生		平成17年12月8日	60万 4,000円
3060			男	昭和21年生		平成17年12月8日	53万 円
3061			男	昭和30年生		平成17年12月8日	29万 5,000円
3062			男	昭和50年生		平成17年12月8日	34万 6,000円
3063			男	昭和41年生		平成17年12月8日	42万 2,000円
3064			男	昭和46年生		平成17年12月8日	41万 9,000円
3065			男	昭和47年生		平成17年12月8日	51万 5,000円
3066			男	昭和49年生		平成17年12月8日	36万 6,000円
3067			男	昭和26年生		平成17年12月8日	24万 2,000円
3068			男	昭和55年生		平成17年12月8日	31万 2,000円
3069			男	昭和49年生		平成17年12月8日	48万 4,000円
3070			男	昭和19年生		平成17年12月8日	18万 円
3071			男	昭和40年生		平成17年12月8日	21万 1,000円
3072			男	昭和39年生		平成17年12月8日	45万 6,000円
3073			女	昭和24年生		平成17年12月8日	9万 3,000円
3074			男	昭和44年生		平成17年12月8日	41万 9,000円
3075			男	昭和35年生		平成17年12月8日	49万 4,000円
3076			男	昭和56年生		平成17年12月8日	20万 円
3077			男	昭和54年生		平成17年12月8日	31万 1,000円
3078			男	昭和40年生		平成17年12月8日	41万 5,000円
3079			男	昭和55年生		平成17年12月8日	29万 2,000円
3080			男	昭和50年生		平成17年12月8日	30万 1,000円
3081			男	昭和31年生		平成17年12月8日	52万 2,000円
3082			男	昭和53年生		平成17年12月8日	31万 2,000円
3083			男	昭和57年生		平成17年12月8日	29万 2,000円
3084			男	昭和33年生		平成17年12月8日	55万 7,000円
3085			男	昭和46年生		平成17年12月8日	58万 6,000円
3086			女	昭和21年生		平成17年12月8日	20万 円
3087			女	昭和26年生		平成17年12月8日	18万 3,000円
3088			女	昭和22年生		平成17年12月8日	15万 4,000円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期)	標準賞与額
3089			男	昭和42年生		平成17年12月8日	27万 2,000円
3090			女	昭和31年生		平成17年12月8日	17万 2,000円
3091			男	昭和23年生		平成17年12月8日	58万 円
3092			男	昭和35年生		平成17年12月8日	63万 6,000円
3093			女	昭和24年生		平成17年12月8日	18万 1,000円
3094			男	昭和44年生		平成17年12月8日	28万 円
3095			男	昭和37年生		平成17年12月8日	63万 2,000円
3096			男	昭和49年生		平成17年12月8日	33万 4,000円
3097			男	昭和48年生		平成17年12月8日	67万 1,000円
3098			男	昭和23年生		平成17年12月8日	130万 1,000円
3099			男	昭和41年生		平成17年12月8日	62万 6,000円
3100			男	昭和50年生		平成17年12月8日	59万 9,000円
3101			男	昭和43年生		平成17年12月8日	85万 5,000円
3102			男	昭和43年生		平成17年12月8日	47万 8,000円
3103			男	昭和36年生		平成17年12月8日	46万 2,000円
3104			男	昭和42年生		平成17年12月8日	83万 9,000円
3105			男	昭和40年生		平成17年12月8日	60万 1,000円
3106			男	昭和44年生		平成17年12月8日	59万 6,000円
3107			男	昭和42年生		平成17年12月8日	66万 7,000円
3108			男	昭和48年生		平成17年12月8日	54万 3,000円
3109			男	昭和54年生		平成17年12月8日	31万 2,000円
3110			女	昭和57年生		平成17年12月8日	26万 8,000円
3111			男	昭和47年生		平成17年12月8日	37万 8,000円
3112			男	昭和45年生		平成17年12月8日	45万 2,000円
3113			男	昭和42年生		平成17年12月8日	26万 7,000円
3114			男	昭和46年生		平成17年12月8日	39万 7,000円
3115			男	昭和36年生		平成17年12月8日	73万 7,000円
3116			男	昭和51年生		平成17年12月8日	36万 8,000円
3117			男	昭和57年生		平成17年12月8日	29万 2,000円
3118			男	昭和44年生		平成17年12月8日	26万 2,000円
3119			男	昭和54年生		平成17年12月8日	10万 9,000円
3120			男	昭和53年生		平成17年12月8日	42万 9,000円
3121			男	昭和47年生		平成17年12月8日	4万 4,000円
3122			男	昭和32年生		平成17年12月8日	68万 5,000円
3123			男	昭和39年生		平成17年12月8日	123万 1,000円
3124			男	昭和41年生		平成17年12月8日	46万 9,000円
3125			女	昭和51年生		平成17年12月8日	39万 3,000円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期)	標準賞与額
3126			男	昭和41年生		平成17年12月8日	40万 8,000円
3127			男	昭和43年生		平成17年12月8日	64万 5,000円
3128			男	昭和44年生		平成17年12月8日	24万 1,000円
3129			男	昭和49年生		平成17年12月8日	13万 3,000円
3130			男	昭和47年生		平成17年12月8日	57万 8,000円
3131			男	昭和52年生		平成17年12月8日	35万 2,000円
3132			男	昭和51年生		平成17年12月8日	17万 4,000円
3133			女	昭和55年生		平成17年12月8日	11万 2,000円
3134			男	昭和36年生		平成17年12月8日	57万 5,000円
3135			男	昭和48年生		平成17年12月8日	43万 円
3136			男	昭和48年生		平成17年12月8日	38万 8,000円
3137			男	昭和49年生		平成17年12月8日	18万 6,000円
3138			男	昭和49年生		平成17年12月8日	16万 4,000円
3139			女	昭和50年生		平成17年12月8日	14万 2,000円
3140			男	昭和17年生		平成17年12月8日	150万 円
3141			女	昭和20年生		平成17年12月8日	150万 円
3142			女	昭和24年生		平成17年12月8日	150万 円
3143			男	昭和18年生		平成17年12月8日	150万 円
3144			男	昭和37年生		平成17年12月8日	63万 9,000円
3145			男	昭和26年生		平成17年12月8日	41万 円
3146			男	昭和50年生		平成17年12月8日	67万 6,000円
3147			男	昭和48年生		平成17年12月8日	40万 9,000円
3148			男	昭和45年生		平成17年12月8日	68万 6,000円
3149			女	昭和53年生		平成17年12月8日	35万 5,000円
3150			女	昭和53年生		平成17年12月8日	37万 円
3151			男	昭和55年生		平成17年12月8日	38万 3,000円
3152			男	昭和44年生		平成17年12月8日	37万 6,000円
3153			男	昭和47年生		平成17年12月8日	58万 4,000円
3154			女	昭和58年生		平成17年12月8日	15万 7,000円
3155			女	昭和57年生		平成17年12月8日	11万 7,000円

愛知厚生年金 事案3156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年9月1日に、資格喪失日に係る記録を19年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 19 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②にA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、私は、申立期間①及び②の給与明細書を所持しており、当該給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）が保管しているA社における申立人の資格取得届及び資格喪失届により、同社が、申立人の資格取得日を平成18年10月1日、資格喪失日を19年7月31日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る18年9月及び19年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、140円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 15 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 5 月にA社B支店からC社D支店に転勤になった。当時の給与明細書及び辞令があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年 5 月にA社B支店からC社D支店に転勤し、同年 9 月 30 日まで勤務したと述べていること、申立人から提出された辞令（解雇通知等）が同社D支店において発令されたものであること、及び申立人から提出された給料明細書（A社B支店の施設とみられる「E工場」と印字）により厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから判断して、申立人は、申立期間においてC社D支店に勤務しながら、厚生年金保険は引き続きA社B支店で資格取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、A社B支店において昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 5 月 15 日に被保険者資格を喪失した記録となっているが、同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する同被保険者名簿は、21 年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、当該被保険者名簿に申立人の被保険者記録は無いものの、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票には申立人の記録が存在し、

申立人の年金番号及び17年2月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、オンライン記録にある20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録は確認できない。また、当該被保険者台帳索引票の備考欄に、「一部照合済台帳 32. 1. 26」及び「全期間に対応する名簿 20. 5. 17 (焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけとなったF空襲の翌日である同年5月15日を資格喪失日に設定したものであるものと推認できる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実、事業主による保険料の控除の事実が確認等できること、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書で確認できる保険料控除額から、140円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額については、7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和28年6月24日、同社C支店における資格取得日は30年2月5日と認められることから、申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月4日まで
② 昭和28年5月24日から同年6月24日まで
③ 昭和30年2月5日から同年2月7日まで

在籍証明書のとおり、被保険者期間に空白は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和28年4月1日から同社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「当時の保険料控除の資料は無く不明であるが、当社では、一般的に社員は採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させており、当然、保険料も控除していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険

者名簿の昭和28年5月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、A社から提出された在籍証明書及び職員カードにより、申立人は、昭和28年6月24日に同社B支店から同社D支店に、30年2月5日に同社D支店から同社C支店に異動したことが認められることから、申立人の同社B支店における資格喪失日は28年6月24日、同社C支店における資格取得日は30年2月5日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年10月から7年7月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から7年7月まで
申立期間の標準報酬月額が低い。給料の額に変化は無く、保険料も変わらず引かれていた。被保険者記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月から7年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年8月31日）の後の同年9月11日付けで、6年10月1日まで^{そきゅう}遡及して9万2,000円に引き下げられている。

また、A社から提出を受けた申立人に係る平成7年6月及び同年7月の賃金台帳、及び複数の同僚から提出された当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた同日に、同僚8人全員（事業主を含む。）についても、申立人と同様に、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられている上、当時の事務担当者は、「標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正については記憶は無いが、当時、経営が苦しかったので、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる届出を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に

当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成 3 年 10 月から 6 年 9 月までの期間について、申立人の標準報酬月額に遡^{そきゅう}及訂正等の不合理的な処理は確認できない。

また、A 社が保管している申立人の標準報酬月額決定通知書の報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3160

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額については、平成13年10月及び同年11月は24万円、同年12月から14年11月までは30万円、同年12月から15年11月までは28万円、同年12月から17年11月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から18年5月29日まで
② 平成18年5月29日から同年7月6日まで

申立期間①について、私は平成13年10月から18年4月までA社に勤めた記録があるが、13年10月から14年1月までの標準報酬月額は11万8,000円、同年2月から18年4月までの標準報酬月額は9万8,000円になっている。しかし、給与は30万円であったので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、私の雇用保険受給資格者証を見ると、離職日が平成18年5月31日になっているが、厚生年金保険被保険者期間は同年5月29日喪失になっている。しかし、実際に解雇されたのは同年7月5日であるので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年7月6日にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与の支払日が当月25日であり、平成13年10月から同年12月までは、85万円（同年10月は25万円、同年11月及び同年12月は30万円）の給与所得があったと主張しているが、平成14年度（13年分所得）の市民税・県民税証明書から給与所得が55万円と確認できることから、給与は翌月払いと史料される。

申立期間①については、B市が保管する平成14年度（13年分所得）から19年度（18年分所得）までの期間に係る市民税・県民税証明書、及び15年度（14年分所得）から18年度（17年分所得）までの期間に係る給与支払報告書により、

申立人は、その主張する標準報酬月額（13年10月及び同年11月は24万円、同年12月から14年11月までは30万円、同年12月から15年11月までは28万円、同年12月から17年11月までは13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B市が保管する市民税・県民税証明書及び給与支払報告書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年12月から18年4月までについては、平成19年度（18年分所得）の市民税・県民税証明書において確認できる保険料控除額が1万5,000円（翌月控除）となっており、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より低額であることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、同じ職場で勤務していた同僚の証言及び平成18年8月9日に申立人が社会保険事務所に提出した意見書（事業主の対応及びハローワークとのやり取りを記した資料）から判断して、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B市が保管する平成19年度（18年分所得）の市民税・県民税証明書によると、申立人の平成18年の社会保険料控除額は1万5,000円であり、17年12月から18年4月までのオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より低額であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認でき、A社が、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成18年5月29日として届け出たものと考えられる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連資料を得ることはできない上、当時の事業主は、消息不明のため、証言を得ることもできない。

加えて、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、平成18年5月及び同年6月の保険料について申請免除されている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年4月及び同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から同年9月1日まで
② 平成19年7月12日

申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況通知によると、私がA社に勤務していた期間である平成19年4月から同年8月までの標準報酬月額が実際の標準報酬月額と大きく異なっている。そのことが給与支払明細書により確認できるので、調査して、当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、平成19年7月の賞与が年金記録に無いが、賞与支払明細書により厚生年金保険料の控除が確認できるので、調査して、厚

生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び事業主から提出のあった平成19年4月から同年8月までの給与支払明細書により、申立人は、当該期間において44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年4月及び同年5月は44万円とし、給与支払明細書において確認できる報酬月額から、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人及び事業主から提出のあった平成19年7月12日に支給された賞与支払明細書により、申立人は、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、昭和49年9月は6万8,000円、同年10月から同年12月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から50年1月6日まで

私は、A社に昭和44年9月1日に入社し、57年2月20日まで勤務した。正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及びA社の人事関係者の証言により、申立人が同社に昭和49年9月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、昭和49年9月は6万8,000円、同年10月から同年12月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月10日の標準賞与額に係る記録を43万2,000円に、18年12月10日の標準賞与額に係る記録を44万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年12月10日

私は、A社から支給された申立期間①と②の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は43万2,000円、申立期間②は44万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年12月10日の標準賞与額に係る記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(52万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月10日の標準賞与額に係る記録を80万4,000円に、18年12月10日の標準賞与額に係る記録を79万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年12月10日

私は、A社から支給された申立期間①と②の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は80万4,000円、申立期間②は79万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月10日の標準賞与額に係る記録を49万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（49万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月10日の標準賞与額に係る記録を52万6,000円に、18年12月10日の標準賞与額に係る記録を54万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年12月10日

私は、A社から支給された申立期間①と②の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は52万6,000円、申立期間②は54万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3168

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月10日の標準賞与額に係る記録を51万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(51万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月10日の標準賞与額に係る記録を30万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年12月10日の標準賞与額に係る記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

私は、A社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月10日の標準賞与額に係る記録を44万2,000円に、18年12月10日の標準賞与額に係る記録を45万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年12月10日

私は、A社から支給された申立期間①と②の賞与について、厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は44万2,000円、申立期間②は45万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②の賞与支払届の提出を漏らしたと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月13日から31年7月30日まで
② 昭和19年10月1日から20年9月30日まで
③ 昭和21年11月9日から22年6月16日まで
④ 昭和31年12月10日から32年10月31日まで
⑤ 昭和33年5月23日から同年9月30日まで

私はA社を退職した後、知人の勧めでB県に行き、結婚してC社D支店で働いた。離婚してすぐに、E県に戻ってきてF社に勤務した。当時は厚生年金保険のことなど考えたこともなく、社会保険事務所（当時）の回答により、初めて脱退手当金を受給したこととなっていることを知った。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年9月19日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳においても同日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を計算し、脱退手当金を給付したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、申立期間②、③、④及び⑤については、当該期間の脱退手当金は、厚

生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和34年10月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、6回の被保険者期間のうち2回の期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の合わせて6回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、そのうちの一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示があるが、申立人の同名簿にはその表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月

当時、私は学生だったため、母親が国民年金加入手続を行い、金融機関で毎月保険料を納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとするその母親のこれらに係る記憶も明確ではない。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人に対して平成9年7月1日に基礎年金番号が付番されたことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたとみられるが、この時点では、申立期間は既に時効のため保険料を納付することはできなかったことから、申立人の母親は、オンライン記録で確認できるとおり、同手続が行われた時点で時効に到達していなかった7年6月から9年3月までの保険料を同年7月29日に過年度納付したものとみられる。

さらに、申立人は、その母親が申立人に係る国民年金加入手続を行った後、母親が毎月保険料を納付していたとしているが、オンライン記録によれば、申立人が平成11年4月に厚生年金保険被保険者となるまでにおいて、前述の過年度納付のほかにも1か月ごとに保険料が納付されたことは一度も無く(平成9年度は6か月単位、10年度は1年分前納。)、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人が所持する年金手帳は平成9年1月以降に発行された青色の年金手帳のみで別の手帳は所持しておらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料

を納付していたこと示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から61年3月まで

私は、昭和54年7月に会社を退職後、アルバイトをしながら自営業を営んでおり、収入があったことから夫の扶養家族に入れなかった。このため、A市で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、両方の保険料を納付していた。毎年、確定申告の際に国民健康保険料と国民年金保険料の支払証明を市に発行してもらっていたが、現在はその資料は持っていない。保険料を納付してきたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和54年7月以後にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入手続を行った時期及び加入手続において国民年金手帳を持参したかどうかについては記憶に無いとしており、加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、当初の聴取において、申立期間の国民年金保険料の納付金額は覚えていないが、保険料は金融機関で納付していたとしているものの、A市では、金融機関及び口座振替での納付方式を開始したのは昭和60年4月からであり、同年3月までは集金人（徴収員）が3か月ごとに保険料を徴収していたとしている上、その後、申立人から聴取するたびに、保険料は毎月集金人に納付した、集金人ではなく納付書により金融機関で納付したと主張を変えるなど、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和46年1月9日に強制加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得し、同年4月12日に任意加入被保険者に種別変更された後、53年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取

得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失したとされている。この国民年金被保険者資格喪失後、61年4月1日に強制加入被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金被保険者資格を取得した形跡は見受けられず、このことは、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から48年5月まで

私は、A市B区C町に住んでいた38歳から45歳のころまでの間に婚姻するまで未納となっていた10年分の国民年金保険料を5年分ずつ2回に分けて、D銀行E支店で1回当たり30数万円を特例納付した記憶がある。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、郵送されてきた特例納付書により、申立期間の10年分の国民年金保険料を、A市B区C町に住んでいた38歳から45歳のころに2回に分けて特例納付したとしているものの、特例納付は、本来、区役所又は社会保険事務所（当時）に申出を行い、納付期間等を決定した上で、社会保険事務所から納付書が送付されるものであり、一方的に送付されるものではないが、申立人は、区役所又は社会保険事務所において特例納付の申出をした記憶は無いとしている。

また、申立人の公簿を見ると、申立人がA市B区F町から同市同区C町に転居したのが昭和55年8月19日とされており、この時点では既に第3回特例納付（実施期間：53年7月から55年6月まで）は終了していたことから、申立人が同市同区C町に居住していた時期には、特例納付を利用して申立期間の保険料を納付することはできず、申立人の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を5年分ずつ2回に分けて、1回当たり30数万円を特例納付したとしているが、第3回特例納付により申立期間の

保険料を納付する場合に必要な金額は 48 万円であり、申立人が納付したとする保険料額とは乖離^{かいり}している。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料を 53 年 4 月 1 日に、52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を同年 6 月 1 日にそれぞれ過年度納付したとされていることから、申立人は、この 2 回の過年度納付と申立期間の特例納付を混同している可能性も否定できない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成4年3月末に退職した後、同年4月ごろにA社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、同社会保険事務所から郵送されてきた納付書により金融機関で前納した記憶がある。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月ごろにA社会保険事務所で国民年金加入手続を行い、納付書も同社会保険事務所から郵送されてきたとしているが、当時、加入手続は住民票のある市町村役場で行うこととされ、現年度納付書は社会保険事務所では発行していない上、申立人は、加入手続後に交付される国民年金手帳について受領した記憶は無いとしていることから、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料月額が1万3,000円ぐらいで、前納により15万円ぐらい納付した覚えがあるとしているが、申立人の主張する保険料額は、記録上、保険料の納付を開始したとされている平成10年ごろの金額に近く、平成4年度の保険料月額は9,700円、前納した場合の保険料額は11万3,590円となることから、申立人が主張する保険料額とは相違する。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入(平成9年1月)後の10年4月1日とされ、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人は、同年4月1日に初めて被保

険者資格を取得したものとみられる。このため、申立期間は国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年3月まで

昭和52年1月ごろに、私がA市B区役所で、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。その時、20歳までさかのぼって保険料を納付することができると言われ、後日に夫婦二人分で12万円から13万円ほどの保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦共に5年以上さかのぼって20歳からの国民年金保険料を納付したとしていることから、その納付方法は特例納付以外には無い。申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦の国民年金加入手続は、申立人の説明のとおり、昭和52年1月ごろに行われたものと推認されるが、その当時には特例納付は行われていない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ってすぐ後に申立期間の保険料を納付したとしていることから、加入手続の後に実施された第3回特例納付（実施期間は昭和53年7月から55年6月まで）で納付したとは考え難いほか、第3回特例納付により、20歳までさかのぼって申立人夫婦の保険料を納付したとすると、その額は約66万円であり、申立人が納付したと記憶する額と相違する。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、申立人は、区役所で20歳までさかのぼって納付することができると思ったので、その分を全部一括で納付したと主張しているほか、上記の過年度納付可能な期間と納付済みと記録されている昭和51年度の保険料を同時に納付したとしても、その額は夫婦二人分で約7万円であ

り、申立人が納付したと記憶する額と相違する。

加えて、申立人はA市B区役所内の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、同区役所では、申立期間当時、国庫金（過年度保険料等）の収納事務は行っておらず、区役所庁舎内の金融機関でも国庫金を収納していなかったとしているほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から51年3月まで

昭和52年1月ごろに、妻がA市B区役所で、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。その時、20歳までさかのぼって保険料を納付することができると言われ、後日に夫婦二人分で12万円から13万円ほどの保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦共に5年以上さかのぼって20歳からの国民年金保険料を納付したとしていることから、その納付方法は特例納付以外には無い。申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦の国民年金加入手続は、申立人の説明のとおり、昭和52年1月ごろに行われたものと推認されるが、その当時には特例納付は行われていない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ってすぐ後に申立期間の保険料を納付したとしていることから、加入手続の後に実施された第3回特例納付（実施期間は昭和53年7月から55年6月まで）で納付したとは考え難いほか、第3回特例納付により、20歳までさかのぼって申立人夫婦の保険料を納付したとすると、その額は約66万円であり、申立人が納付したと記憶する額と相違する。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、区役所で20歳までさかのぼって納付することができると思ったので、その分を全部一括で納付したと主張しているほか、上記の過年度納付可能な期間と納付済みと記録されている昭和51年度の保険料を同時に納付したと

しても、その額は夫婦二人分で約7万円であり、申立人が納付したと記憶する額と相違する。

加えて、申立人の妻はA市B区役所内の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、同区役所では、申立期間当時、国庫金（過年度保険料等）の収納事務は行っておらず、区役所庁舎内の金融機関でも国庫金を収納していなかったとしているほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年5月まで

私は、昭和46年に会社を退職してから実家の仕事を手伝っていた。結婚後に夫と一緒に国民年金保険料を納付し始めるまでは、私の両親が私の保険料を納付していたはずである。両親は申立期間の保険料を納付済みとされているので、私の保険料も納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、両親の国民年金保険料と一緒に申立人の申立期間の保険料を納付していたはずであると述べている。

しかし、申立人に昭和43年5月に払い出された国民年金手帳記号番号に係るオンライン記録には、申立人は45年2月に厚生年金保険被保険者資格取得により国民年金被保険者資格を喪失し、以後、同資格を再取得したのは49年6月であったことが記載されている。このことは、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A市が作成していた申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が唯一所持する国民年金手帳においても同様に記載されている。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後、申立期間の国民年金加入（資格再取得）手続について、申立人自身かその両親が行ったとしており、当該手続についての記憶はあいまいである。

以上のことから、申立人は、昭和45年2月に国民年金被保険者資格を喪失後、49年6月まで資格再取得手続を行っておらず、申立期間当時は国民年金に加入していなかったことから、その両親が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立期間は国民年金被保険者資格取得前の無資格期間であり、資格再取得手続後に申立期間にさかのぼって保険料を納付したとも考え難い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付してくれていたとするその両親のうち父親は死亡しているほか、申立人がその母親に聞いたところでは、母親も父親でなければ詳しいことは分からないとしており、その当時の状況を確認することはできない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が住民登録していたA市で、申立人に対し、上記の昭和43年5月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は同市から転出したことは無いとしているなど、同市以外の市町村で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から45年3月まで

私は、父親の工場で働いていたころ、両親から、私の国民年金保険料を納付していると言われたことがあり、母親が自転車で、A市B区役所の出張所に行き納付していたと思う。申立期間当時は、お金に困ることもなかった。母親の親戚には議員もおり、迷惑をかけるわけにはいかないという事情もあったので、国民年金に加入し、保険料は納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月に払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとするA市B区又は同市C区で、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その両親から、申立人の保険料を納付していると聞いたことがあるとしているが、父親は死亡しているほか、母親は、当時のことは覚えていないとしており、保険料納付の状況を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月 31 日から 33 年 9 月ごろまで
② 昭和 33 年 9 月ごろから 36 年 10 月ごろまで

私は、A社に、現在の厚生年金保険の加入記録より長く勤務した。また、B社C支店については、約3年間勤務した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社の事業主の妻は、「申立人が正社員だったかどうかまでは覚えていないが、昭和32年ごろに婚姻し、その後も、33年若しくは34年ごろまで、当社で勤務していた。」と証言しており、期間は特定できないが、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A社を承継するD社は、「申立人に関し、人事、社会保険に関する書類が無く、申立期間について、厚生年金保険の資格取得・喪失の届出を行っていたかどうか、給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

また、A社は昭和27年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人と同様、同日に、同社の事業主を含め3人が、同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社の厚生年金保険被保険者が皆無となっていることが認められる。

さらに、申立人が、A社で一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、名前が見当たらない。

申立期間②について、当該期間にB社C支店の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「申立人の名前に聞き覚えがある。機械のメンテナンスを

していたと思う。」と証言しているところ、申立人の証言している職務と合致している上、当該職務に就いた経緯に係る申立人の証言は具体的であり、その内容にも不自然な点がみられない。

しかし、B社C支店は、「当時の人事関係等の書類が残っておらず、申立人の雇用、勤務状況及び厚生年金保険の資格取得・喪失については確認できない。」としている。

また、申立人が挙げる上司及び複数の同僚については、連絡が取れない上、申立期間にB社C支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人が、B社との間で雇用契約があったのかどうか、同社の社員であったのかどうかについては分からない。」としている。

さらに、申立人は、「下請企業の従業員が入る寮に住み、そこから通勤していた。」と述べているところ、複数の同僚は、「B社の社員であれば、社員寮に入るはずであり、社員でありながら、下請の従業員が入る寮に住むことはないと思う。」と証言している。

加えて、申立期間②について、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 21 日から 45 年 12 月ごろまで
ねんきん特別便を見て、厚生年金保険の期間照会を行った結果、申立期間の厚生年金保険については資格が無いと回答された。しかし、私は申立期間にA社（B支店に勤務。）で経理担当の正社員として勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の人事記録等が無いとの回答で、申立人の申立期間の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と符合しており、申立期間について、雇用保険の記録が認められない上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る資格喪失届の受理日が、昭和 41 年 12 月 20 日であることが認められる。

さらに、昭和 41 年 2 月 28 日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得し同社B支店に勤務していた同僚は、「私が入社した 41 年 2 月当時、申立人は既に勤務していた。しかし、一緒に勤務した期間はせいぜい 1 年間ぐらいだった。」と証言している上、同社本社で経理を担当していた同僚は、「私は、43 年ごろから、毎年、各支店に経理の監査に出向いたが、B支店で経理の事務をしていたと言う申立人を知らない。」と証言している。

加えて、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚のうち、1 人は死亡し、ほかの 2 人とは連絡が取れないため、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月ごろから同年10月ごろまで
② 昭和29年10月ごろから30年3月ごろまで
③ 昭和31年11月ごろから33年ごろまで
④ 昭和38年6月ごろから39年3月ごろまで
⑤ 昭和42年8月ごろから43年4月ごろまで

私は、申立期間①にはA事業所に、申立期間②にはB社に、申立期間③にはC社に、申立期間④にはD事業所に、申立期間⑤にはE社に勤務していた記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所（当時）には、A事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、「A事業所は個人経営で、既に廃業しており、現地に行っても同事業所は存在しない。」と述べており、当該期間の申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社は、商業登記簿によれば、平成16年4月*日に解散、同年7月*日に清算終了し、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人は、「B社には、農閑期に、地元のF氏と一緒に出かけ、季節労働者として勤務していた。」と述べているが、事業所の代表者、上司及び同

僚の名前についての記憶が無い。

さらに、当時の事業主の子息は、「私が大学を卒業して会社の仕事に従事するようになった昭和40年代において、年間雇用の正社員は厚生年金保険被保険者の資格を取得していたが、短期雇用の季節労働者は資格を取得していなかった。したがって、それ以前の申立期間当時においても同様の取扱いだったと思う。」と証言している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間③について、C社から提出された従業員名簿により、申立人が、昭和31年11月27日から32年5月16日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、従業員名簿に記載された同僚の中には、入社から6か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者がみられるなど、申立期間当時、C社では、入社後直ちにすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、C社は、「厚生年金保険の関係資料は保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いは不明であるが、この仕事は、半年くらいで辞める者が多いことから、厚生年金保険被保険者の資格取得については、しばらく様子を見ていたのではないか。」と回答している。

さらに、C社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、申立人のことを覚えていない上、申立人も、同僚の名前を記憶していない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間④について、社会保険事務所には、D事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも、同事業所の法人登記がされた記録は無い。

また、申立期間当時の電話帳及び住宅地図により、申立人が記憶するD事業所の代表者を確認できるが、現在の所在が分からないため周辺事情を調査できない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月から39年2月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

申立期間⑤について、雇用保険の記録、及び申立人が挙げた同僚が、「申立人がE社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、E社では、「当時の厚生年金保険等の関係資料は保存しておらず、関係者も既にないため、申立人に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。ただ、当時は、高度成長期にあり、請負で出入りしていた人もあれば、短期間の採用の場合には、雇用保険にだけ加入させていた人もあったのではないかと思う。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時には、正社員ではない人も勤務していたことから、申立人が正社員として勤務していたのかどうかは分からない。」と証言している。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 6 日から同年 8 月 10 日まで
② 昭和 42 年 11 月から 57 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 3 月 31 日に中学校を卒業後、同年 4 月 6 日から A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 8 月 10 日となっており、納得できない。

また、B 社を退職後、C 事業所にすぐに就職し、昭和 56 年 12 月ごろまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

このため、上記の申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社に係る申立期間の特定が具体的であることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、A 社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務時間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様、中学校卒業後に同社に入社した同僚は、昭和 29 年 1 人、30 年 1 人(申立人を除く。)、31 年は 3 人いるが、29 年及び 30 年入社と同僚は申立人と同じ入社年の 8 月 10 日に、31 年入社と同僚も入社年の 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、従業員全員が入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった状況がうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得に必要な当該番号は、昭和 30 年 9 月 8 日に

払い出されている上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人の仕事内容等に係る証言が具体的であることから、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、C事業所は、申立期間中の昭和45年3月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、42年11月から45年3月1日までの期間については適用事業所であった記録は確認できない。

また、C事業所は、平成12年7月1日に全喪しており、当時の関係資料を確認することはできず、当時の事業主も連絡先不明であることから、申立人の同事業所における勤務期間及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、C事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同事業所では、従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を必ずしも取得していなかった状況がうかがわれる上、申立期間に同事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、申立人を記憶していない。

加えて、オンライン記録により、申立人を全国検索したが、申立人の申立期間に係る記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ごろから 33 年 4 月ごろまで
私は、17 歳から 19 歳までの申立期間にA社B支店で働いていたことを記憶している。
しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が同じ業務に従事していたと述べている複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

また、オンライン記録によれば、A社B支店は、昭和 32 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 6 月 30 日以前の期間については適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、A社B支店は、昭和 40 年 1 月*日に解散しており、申立人の同社同支店における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間にA社B支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の1人は、「従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではない。資格取得を拒否する者など、同じ仕事をしていた従業員の中には、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者もいた。」と証言しており、同社同支店では、従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
私の A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和52年 5 月 31 日とされているが、同日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での勤務に係る実務経歴証明書、職員名簿台帳及び雇用保険被保険者記録により、申立人の同社における退職日は、昭和 52 年 5 月 31 日であったものと認められる。

しかし、オンライン記録によれば、A 社において申立人と同種の専門業種に従事した同僚の資格喪失日は、申立人と同様に、月末喪失として記録されている。

また、A 社において、昭和 47 年 3 月 31 日から 59 年 2 月 29 日までの間に資格喪失した者 130 人の中に、月初日を資格喪失日とする者はいない一方、このうち 121 人については、月末日が資格喪失日とされていることから、申立人の資格喪失日についても、同社からオンライン記録どおりの届出がなされたものとするのが自然である。

さらに、A 社は、当時の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書等を保管しておらず、申立人及び同僚が申立期間において同社の経理担当（社会保険手続を含む。）であったとする者も、既に死亡していることから、当時の同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から51年4月30日まで

私は、A社を退職した2か月後に退職金を受け取った際、「厚生年金保険の被保険者期間が20年に満たないと受給資格を満たさないので、一括でも支払っておいた方が良い。」と言われたため、23か月分の厚生年金保険料を一括して納付した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、厚生年金保険料を一括して納付したはずの申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当時、確かに厚生年金保険料を納付したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管している申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者資格取得手続可能期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の名前は確認できない。

また、申立人に係る国民年金の手帳記号番号は妻と連番で昭和49年6月26日に同年5月1日を資格取得日として払い出されており、申立期間の国民年金保険料が納付されている上、同年5月から50年12月までの国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は第4種厚生年金保険料を前納したと主張しているが、前納金額については覚えていないとしている。

加えて、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書、家計簿等の資料は無く、ほかに申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3180 (事案 513 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月28日から同年11月21日まで
② 昭和29年3月6日から32年10月4日まで

私は、昭和25年7月21日から32年10月4日ごろまでA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年11月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間①については、肺炎を患い、1か月ほど休んだが退社した覚えは無く、また、申立期間②については、同僚と同時期に退職していることから、いずれの期間についても、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、新たな資料等はないが、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料が無いこと、申立人が同僚として名前を挙げた7人については、既に死亡又は所在不明等のため証言が得られないことのほか、当時の事業主や事務担当者は所在不明のため連絡が取れず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、被保険者記録が無いことに納得できないので、再度調査してほしい。」と申し立てしているところ、申立内容は、当初の申立てと同じであり、ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情の追加は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、昭和28年9月28日に資格を喪失し、同年11月21日に別記号で再度資格を取得、さらに29年3月6日に再度資格を喪失している旨の記載があり、いずれもオンライン記録と一致していることが確認でき、不自然な点は見られない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 59 年 12 月 1 日まで
昭和 55 年 12 月 19 日から厚生年金保険被保険者の資格を取得して現在に至っているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言内容及び同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「資格取得後、健康保険料が高いので、国民健康保険に切り替えた。しかし、1、2か月後に再び健康保険に切り替えた。」と証言しており、厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失したことを認めている。

また、申立人は、オンライン記録により、A社において昭和 55 年 12 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 31 日に資格を喪失、59 年 12 月 1 日に再び資格を取得していることが確認できるところ、当該記録は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

さらに、A社は、賃金台帳等を保管しておらず、当時の事務担当者は、既に死亡しており、証言を得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 7 年 9 月末まで A 社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 9 月末まで A 社に勤務していたと主張しているところ、同社の事業を引き継いだ B 社から提出された退職者台帳により、申立人は、同年 9 月 29 日付けで A 社を依願退職したことが確認できる。

また、企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人は、A 社を平成 7 年 9 月 29 日に退職し、同年 9 月 30 日に加入員資格を喪失したことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の離職日は同年 9 月 29 日となっている。

さらに、上記退職者台帳には、平成 7 年 9 月 24 日から同年 12 月 28 日までの間に退職した者の記録が掲載されているところ、月の末日が休日の場合は、末日を退職日としている例は無く、全員が直前の平日の退職となっていることを踏まえると、申立期間当時、A 社においては、月末が休日の場合は、直前の平日を退職日とする取扱いをしていたものと推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月から39年8月まで

亡き夫がA社に勤務していた時の源泉徴収表によれば、社会保険料が控除されていることから、厚生年金保険の保険料を払っていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和37年分給与所得の源泉徴収表により、申立人が37年当時、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該源泉徴収表によると、給与の支払金額は「324,027円」、社会保険料控除額は「3,341円」と記載されているところ、当該支払金額から逆算した社会保険料の合計額は1万5,000円程度であり、当該源泉徴収表で確認できる社会保険料控除額とも大きく相違していることから、昭和37年分の申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、A社は、「当時の資料は現存せず、当時のことを知る者もおらず不明。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いが確認できない。

さらに、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚のうち、連絡が取れた同僚4人は、いずれも申立人についての記憶が無く、周辺事情を確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の申立期間(資格取得者10人)に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年から 42 年までの期間のうち 6 か月
私は、23 歳ごろ、A社B支店に外務員として勤務した。在職中も退職後も会社の健康保険を使い治療しているので、厚生年金保険の記録が無いとは考えられない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社は、当時の勤務記録及び厚生年金保険関係資料は廃棄済みと回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いが確認できない。

また、当時の支店を統括していた上司は、「当時、外務員は3か月くらい試用期間があり、その後の勤務成績により、厚生年金保険の被保険者資格を取得する時期に差異があった。」と証言しており、申立期間当時、A社B支店では、すべての外務員について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先不明である上、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の記憶が無く、周辺事情を調査できない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立人が通院したとする病院は、当時の資料が無いとの回答で、申立人の通院記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年2月1日まで
中学卒業後の昭和37年4月にA社に就職し、翌年1月末まで勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の所在地、配置、住み込みの寮などについての申立人の主張は、現在の事業主の証言と一致することから、時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、平成11年8月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業主は、「申立期間当時の事業主である母は死亡している上、当時の資料が無く詳細は不明であるが、自分が当社の厚生年金保険の適用事業所の届出を行ったので、申立期間当時は適用事業所ではなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業主から名前が挙がった同僚は、同人を特定できず同僚の被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3186（事案492の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月22日から28年5月15日まで
② 昭和30年9月23日から34年4月22日まで

前回の申立てについて、平成20年10月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、前回の審議結果に納得がいかないので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明であること、また、A社に、申立期間当時の記録は無く、申立人の勤務期間を特定することのできる証言も無いことのほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し再申立てを行っているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、申立期間①及び②について、A社及びB社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、前回の申立てとは別の同僚調査を実施したが、当該期間に申立人がA社及びB社に勤務していたことを記憶する同僚は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人に係るB社の厚生年金保険被保険者台

帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和24年6月1日に資格取得、27年2月22日に資格喪失後、29年5月10日に再度資格取得、30年9月23日に再度資格喪失していることが確認できる上、申立人の記録に不自然な状況はうかがえない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から42年4月1日まで
② 昭和42年4月1日から43年2月21日まで

私は、昭和40年6月1日から42年3月までA社に勤務し、同年4月1日から43年2月20日までB社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に勤務していた複数の同僚が申立人を記憶していることから、時期は明らかでないが、申立人は、同社に勤務していたと認められる。

しかし、当時A社の事務担当をしていた同僚は、「申立人はアルバイトだった。定時制高校生は皆アルバイトの扱いだったので、厚生年金保険の資格は取得していないし、保険料控除もなかった。」と証言しており、同一職種の他の同僚も、定時制高校生であった期間は、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったことが確認できる。

また、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、B社が提出した雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び労働者名簿により、申立人は、昭和42年12月1日から43年2月20日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間後、総務担当者になった同僚は、「申立期間当時の事務担当者に確認したが、当時は従業員の出入りが激しかったので、厚生年金保険の

被保険者資格は、現場責任者と事務職員以外には取得させなかった。ほかの従業員は、健康保険だけは日雇健康保険に加入して、厚生年金保険の被保険者資格は取得していない上、保険料も控除していなかった。」と証言している。

また、B社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から36年5月4日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月11日から24年4月18日まで
私は、A社を退職後に脱退手当金約3万円を受け取った記憶がある。
しかし、B社の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、同社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後に脱退手当金として約3万円を受給した記憶があるとしているところ、社会保険事務所（当時）が申立人の同社退職後である昭和36年10月10日に支給決定した申立人の脱退手当金は、A社とB社を合わせた厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした3万715円となることから、申立人が受給したとする額とおおむね一致し、申立人がB社の被保険者期間を含む脱退手当金を受給したことは明らかである。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 39 年 4 月 11 日まで
私の厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、事業所名欄にA社の社名印が押されており、同社の従業員を代理人とする委任状及び代理人の領収書も残っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年8月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3191（事案1876の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月21日から31年8月15日まで
② 昭和35年6月1日から36年7月31日まで
③ 昭和38年6月20日から40年12月1日まで

私は、申立期間①についてA社で、申立期間②及び③についてB社で働いた期間に係る脱退手当金を受けたこととされているが、脱退手当金を請求した記憶が無く、社会保険庁（当時）の記録に納得できないとして、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年11月5日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間①に係る脱退手当金については、実家の両親からも話を聞いたことがなく、申立期間②及び③に係る脱退手当金については、当該手当金の裁定請求書の住所欄に、アパート名及び号室に係る表記が省略されていることから、かかる支払通知書が届くはずがなく、脱退手当金を受給したこととされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人と同時期（昭和25年10月から29年5月までの間）にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した脱退手当金受給資格者37人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21人に支給記録があり、そのうち18人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、当該18人の中には、申立人と資格喪失日及び支給決定日が同じ者が1人みられ、同様に、資格喪失日及び支給決定日が同一である者が4組（8人）みられること、脱退手当金の支給記録のある同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続を行ったと回答しており、当時は通算年金通則法施行前であつ

たことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の31年10月16日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどから、申立期間②及び③に係る申立てについては、当該期間についての脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、41年3月22日付けで管轄社会保険事務所（当時）の受付印が押されているとともに、同年5月20日付けで当該脱退手当金について隔地払いとする旨の押印があるところ、当該年月日は、オンライン記録上の脱退手当金の支給日とも一致している上、申立人は、当該裁定請求書に請求者の住所として記載された場所について、当時の住所地と一致しているほか、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定何を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できること、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の41年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①に係る申立てについては、かかる脱退手当金については、実家の両親からも話を聞いたことがなく、申立期間②及び③に係る申立てについては、かかる脱退手当金裁定請求書の住所欄に、アパート名及び号室に係る表記が省略されているため、脱退手当金の支給決定通知書を受け取ることはできなかつたと主張しているが、これらの主張は、既に、当初の申立てに係る調査において確認がなされ、当委員会の審議において検討されたものであることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 39 年 9 月 26 日

平成 4 年ごろ、A 社の労務課の者から 13 年ぐらいは年金記録があると聞いていたが、現在の会社に厚生年金保険被保険者証を提出した際、申立期間の脱退手当金が支給済みと聞いた。被保険者証を昭和 39 年からずっと自分で持っていたのに、支給済みとなることは無いと思う。同社から脱退手当金の説明を受けたことも無いし、もらった記憶も全く無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 9 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 18 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14 人について支給記録が確認でき、そのうち 8 人は資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 2 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない